

令和 7 年 3 月 31 日

報道機関 各位

令和 7 年度いわき市産木材販路拡大等推進支援事業について

市では、市産木材の需要及び販路拡大を図るため、市産木材の利用推進や市内外での認知度向上に係る広報活動などに取り組む事業者等に対し、経費の一部を補助する「いわき市産木材販路拡大等推進支援事業」を実施しますので、お知らせします。

- 1 補助対象者
 - (1) 市内の林業・木材産業関連業者または関連する団体
 - (2) 市内を体験場所として森林学習や林業体験等を企画する事業者又は団体
- 2 対象事業
 - (1) 市産木材の利用推進を目的とする展示会等への出展に係る取り組み
 - (2) 市産木材の利用推進を目的とする P R 活動に係る取り組み
 - (3) 森林や林業への関心を高める体験イベントの開催に係る取り組み
- 3 交付要件
 - (1) 市内に主たる事業所または住所を有していること
 - (2) 特定の企業の P R になるような事業内容とならないこと
 - (3) 市産木材を用いる事業であり、かつ販売を主目的としていないこと
- 4 補助率 活動に係る経費の 4 分の 3 以内 (1,000 円未満切り捨て)
- 5 申請方法 林業振興課へ事前相談の上、必要書類を提出
- 6 申請期間 令和 7 年 4 月 1 日 (火) から令和 8 年 2 月 27 日 (金) 必着
- 7 その他
 - (1) 受付は先着順とし、予算がなくなり次第受付を終了します。
 - (2) 詳細は別紙を御参照ください。

(事務担当)

林業振興課林業振興係

電話 0246-22-1181

いわき市産木材販路拡大等推進支援事業補助金について

1 事業概要

「いわき市産木材販路拡大等推進支援事業補助金」は、市産木材の需要及び販路拡大を図るため、市産木材の利用推進や市内外での認知度向上に係る広報活動などに取り組む事業者等に対し、事業に係る費用の一部を補助するものです。

2 補助内容

(1) 補助対象事業及び経費

対象事業	対象経費
①市産木材の利用推進を目的とする展示会等への出展に係る取り組み	会場費、会場装飾費、備品レンタル代、展示物運搬費、展示物制作費、印刷製本費、イベント保険料、旅費など
②市産木材の利用推進を目的とする PR 活動に係る取り組み	ホームページ制作料、CM 制作料、ホームページ維持管理費、CM 放映費、印刷製本費など
③森林や林業への関心を高める体験イベントの開催に係る取り組み	材料費、会場費、備品レンタル代、講師謝礼、印刷製本費、イベント保険料、通信運搬費、旅費など

(2) 補助対象者

- ① 市内の林業・木材産業関連業者又は関連する団体
- ② 市内を体験場所として森林学習や林業体験等を企画する事業者又は団体

(3) 交付要件

- ① 市内に主たる事業所又は住所を有していること（補助対象事業①、②の場合）
- ② 特定企業の PR になるような事業内容とならないこと
- ③ 市産木材を用いる事業であり、かつ販売を主目的としていないこと

(4) 補助率

事業に係る経費の4分の3以内（1,000 円未満切り捨て）

3 補助金交付申請の方法

次の書類を林業振興課（市役所本庁4階）に提出してください。

(1) 事業着手前

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 申請額の根拠が分かるもの（見積書の写しやカタログ、チラシ、インターネット上の情報など）

【裏面に続く】

- ・ 申請者が法人の場合 法人登記事項全部証明書の写し
- ・ 申請者がその他団体の場合 規約、約款等団体の運営に必要な事項を定めたものの写し

(2) 事業着手時

- ・ 着手届

(3) 事業完了時

- ・ 完了届
- ・ 実績報告書
- ・ 収支決算書
- ・ 事業報告書
- ・ 補助対象となる活動写真（出展ブース等の写真）
- ・ 補助対象となる活動で作成した物品の写真や印刷物の原本
- ・ 補助対象となる活動に係る費用の領収書の写し

(4) 補助金等確定通知により補助金額が確定した後

- ・ 補助金等交付請求書

4 申請期間

令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）必着

※ 予算がなくなり次第受付を終了します。

5 お問い合わせ先

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

いわき市農林水産部 林業振興課 林業振興係

電話 0246-22-1181